

## 届出後の民泊制度運営システム利用申し込みについて

民泊制度運営システムを今まで一度も利用せずに、民泊制度の届出を行った住宅宿泊事業者様につきましては、届出後に、今後の定期報告などで民泊制度運営システムの利用を希望される場合は、以下のとおりご対応をお願いいたします。

### ① 利用者登録

民泊制度運営システムで利用者登録を行ってください。

(利用者登録サイト↓)

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/system/registration.html>

### ② 自治体窓口（中野区保健所）へ書類を提出

上記①で利用者登録を行った方の[お名前]・[ユーザ名（※1）]等を、別添様式【民泊制度運営システム 利用申込書】に記載し、自治体窓口（中野区保健所）へご提出をお願いします。

なお、窓口へ提出する際には、届出者本人であることを確認できる書類（※2）の写しを併せてご提出ください。

（※1）：利用者登録をした際に送信される仮登録メールに記載されています。

メールアドレスの末尾に「.jj」と記載されているものです。

（※2）：免許証・保険証・パスポートなど公的機関発行の身分証明書

### ③ 民泊制度運営システムを利用して届出

申込書ご提出後、1週間～10日程度で定期報告書のシステムを利用できるようになります。